［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

（指名）

第三十八条　経済産業大臣は、法第十六条の規定により航空工場検査員を法第十五条第二項に規定する事務に従事させようとするときは、事業者（航空工場検査員の所属する許可事業者をいう。以下同じ。）が本人の同意を得て申請する者のうちから、当該航空工場検査員の職務の範囲およびその職務を行うことのできる工場を指定して指名する。

2　前項の規定により指名の申請をしようとする事業者は、様式第十五による申請書に、当該航空工場検査員が令第四条の各号に定める者であることを証する書面及び当該航空工場検査員の写真（申請前六月以内に脱帽して正面から上半身を写した縦三十ミリメートル、横二十五ミリメートルのもので、裏面に氏名および生年月日を記載したもの）二枚を添附し、経済産業大臣に提出しなければならない。

（指名の欠格事由）

第三十九条　次のいずれかに該当する航空工場検査員は、前条第一項の規定による指名を受けることができない。

一　成年被後見人又は被保佐人

二　法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第一号に規定する学校において計測工学又は応用物理学を専修して卒業した者にあつては、飛行指示制御装置国家試験の試験科目（法及びその附属法令に係る科目並びに製造及び修理の方法に関する事項に係る科目を除く。）

三　第一号に規定する学校において機械工学又は精密工学を専修した者にあつては、統合表示装置以外の国家試験の試験科目（法及びその附属法令に係る科目並びに製造及び修理の方法に関する事項に係る科目を除く。）

四　他の種類の国家試験に合格した者にあつては、その国家試験において受験した試験科目

五　国家試験の一以上の試験科目に合格した者にあつては、その試験の後に行われる連続三回の試験においてその合格した試験科目

（受験手続）

第三十八条　国家試験を受けようとする者は、様式第十五による受験願書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、前条第一号から第三号までの各号の一に掲げる者であつて、当該各号に掲げる試験科目について免除の申請をするものは、当該各号に該当する者であることを証する書面（以下「書面」という。）を添附しなければならない。ただし、その試験の直前の連続三回のいずれかの試験の申請において書面の添附をした者は、書面の添附を省略することができる。

（国家試験を行う場所等）

第三十九条　国家試験を行う場所および日時、受験願書の提出期限その他国家試験に関し必要な事項は、あらかじめ経済産業大臣が公示する。

（合格証の交付）

第四十条　経済産業大臣は、国家試験に合格した者に航空工場検査員国家試験合格証を交付する。

（試験結果の通知）

第四十条の二　経済産業大臣は、国家試験に合格しなかつた者に航空工場検査員国家試験結果通知書によりその試験結果を通知する。

（指名）

第四十一条　経済産業大臣は、法第十六条の規定により航空工場検査員を法第十五条第二項に規定する事務に従事させようとするときは、事業者（航空工場検査員の所属する許可事業者または届出事業者をいう。以下同じ。）が本人の同意を得て申請する者のうちから、当該航空工場検査員の職務の範囲およびその職務を行うことのできる工場を指定して指名する。

2　前項の規定により指名の申請をしようとする事業者は、様式第十六による申請書に、当該航空工場検査員の写真（申請前六月以内に脱帽して正面から上半身を写した縦三十ミリメートル、横二十五ミリメートルのもので、裏面に氏名および生年月日を記載したもの）二枚を添附し、経済産業大臣に提出しなければならない。

（指名の欠格事由）

第四十二条　次のいずれかに該当する航空工場検査員は、前条第一項の規定による指名を受けることができない。

一　成年被後見人又は被保佐人

二　法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者